

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 10 月 17 日

案 件 名	教員の処遇改善について						
所 管	教育	局 区	学校教育	部	教職員	課 担当者	内線
事案概要 本年6月18日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことから、令和8月1月の施行に向けて、本市としての教員の処遇改善に係る取組について諮るもの							
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	教員の処遇改善の内容について 【制度改正への対応分(令和8年1月から)】 ①教職調整額の段階的な引上げ(令和8年1月から4%→5%) ②管理職(校長・副校長)への本給加算(月額4,000円) ③通常学級の担任に対する手当の支給(月額3,000円) 【その他対応分(令和8年1月から)】 ④特別支援学級の担任及び連携・協働により学級担任業務を遂行する教員に対する手当の支給(月額3,000円) 【その他対応分(令和8年4月から)】 ⑤夜間学級手当の創設(校長:管理職手当、副校長及び教員:特殊勤務手当)						
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。						
事業効果 総合計画との関連	事業効果	「学校現場における働き方改革」の取組や「学校の指導・運営体制の充実」の取組に加えて、「教員の処遇面に係る改善」の取組についても一体的・総合的に推進することにより、教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に繋げていくことができる。					
	効果測定指標				施策番号	3	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工							
○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	庁内調整						
	予算査定 ①～④						
	予算査定 ⑤						
	条例改正 ①～④						
条例改正 ⑤							
規則改正 ①～④							
規則改正 ⑤							

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7(R8.1~3)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(人件費)		58,527	350,015	586,169	830,244	1,044,914	1,267,747	1,432,905
うち任意分								
特財								
国、県支出金	1/3	11,947	83,091	149,003	216,797	276,594	338,674	384,777
地方債								
その他								
一般財源		46,580	266,924	437,166	613,447	768,320	929,073	1,048,128
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		46,580	266,924	437,166	613,447	768,320	929,073	1,048,128
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 力をもつ成長
			○					
10 人や国々の富の差をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう	

日程等
調整事項

条例等の調整

条例

改廃あり

議会提案時期

①～④令和7年1
2月⑤令和8年3
月

定例会議

報道への情報提供

なし

パブリックコメント

なし

時期

議会への情報提供

なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

神奈川県・横浜市・川崎市	国から示された教員の処遇改善に係る各項目に係る各自治体の方向性や認識している課題等の情報交換
神奈川県	夜間学級(大野南中学校分校)に勤務する教員への手当支給に係る検討会議
総務法制課	教員の処遇改善に係る説明、条例改正に係る相談
関係課長打合せ会議	処遇改善の具体的内容と本市独自の取組内容について説明(一部資料修正)
その他	夜間学級(大野南中学校分校)に勤務する教員へのヒアリングの実施

備 考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.9.16	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。	
【通常学級、特別支援学級及び学級担任業務を支援する教員に対する手当の支給(月額3000円)について】		
○(財政課長)資料2ページの(4)学級担任への義務教育等教員特別手当の加算について、加算されない教員の数は何人か。		
→(教職員課長)学級業務に携わらない養護教諭・栄養教諭の教員で、人数としては150から180人程度である。		
→(財政課長)当該加算は、養護教諭と栄養教諭以外のほぼ全員が対象ということか。		
→(教職員課長)臨時的任用職員を含めた、フルタイム勤務の全員を想定している。		
→(財政課長)学級担任の業務が大変だから加算するのではないか。国の法改正の趣旨と合致しているのか疑義がある。		
→(教職員課長)現場の声として校長会長等に伺った中で、「学級担任が大変だからその職員のみに加算するのはいかか」との疑問の声があがった。学級担任は大変だが、担任を支えている教員もいて学級が成り立っている。学級担任だけではなく、その他の教員も一緒になって学級を支えている中で、学級担任だけに加算するのは現場としては少し違和感がある、という声をいただき、加算の支給範囲を今回の提案のとおりとした。		
→(財政課長)組織として様々な業務がある中で、忙しい人がいれば他の職員がサポートするのは当然ではないか。		
○(財政課長)他市の状況は。		
→(教職員課長)担当者レベルで聞き取りを行った中では、現状、神奈川県は、通常級の学級担任と、国が示していない支援学級の学級担任のところまで進めている。川崎市についても、同様の支給範囲での支給を検討している。例えば、国が示した働き方改革の事例の中に、チーム担任制というものがある。横浜市はそれを実践しており、チームの一員として担任業務に従事した職員については、手当を支給する形をとっている。		
○(財政課長)義務教育費国庫負担金はどこまでが対象か。		
→(教職員課長)国は「学級(特別支援学級を除く)」としている。局内で事務レベルの会議をした際は、学級担任への手当という認識だったが、現場と話をしていく中で、サポートする側の教員部分も加えていく必要があるという結論に至った。		
→(財政課長)横浜市・川崎市の考え方は分かるが、本市の場合、須らくほとんどの教員にこの手当がつくようなイメージになってしまっており、疑義が残る。		
○(人事・給与課長)義務教育等教員特別手当の加算の件について、学級担任以外の教員に3000円を出すことによって市の持ち出しが倍になっていることを考えると、プラス3000円を出す理由を明確にしたほうが良いと考えるが、その辺の考え方はどうか。		
→(教職員課長)理由としてはまず、担任業務というものが学級担任1人に偏らないということは、1つ大きなものだと考えている。また、人材確保は大きな課題である。どの自治体も学級担任手当について取り組み始めている。相模原市としては学級担任をみんなでサポートしていく中で、横浜と川崎と神奈川県内で比べてみても、常に給与額では、遅れをとっている現状があり、なかなか埋められない差がある。学級担任手当については、国の積算よりも多いところは承知しているが、そういった意味合いも含めてやっていきたいと考えている。		
→(人事・給与課長)教員みんなで学級活動をサポートしている中で、担任にだけ手当を増やすというところを避けたいというのは、理解はできるが、一律3000円であるため、同じ負担が生じているというような見え方になっている。例えば、一般財源の負担となる部分で、例えば担任に3000円、サポートしている教員には1000円なり1500円など、差を設けるという考え方もあるのではないか。		
→(教職員課長)金額に差をつけることも検討したが、500円や1000円の差がどこにあるのか、説明が難しい。現状、学級担任が年度の途中で変わることが多い。育児休業や傷病休暇に入って休職となると、どの段階で担任になっているのか等、月の中でも変わってくる中で、事務的な部分になってしまうが、月の大半を学級担任として担っていたにも関わらず、サポート教員扱いとなり、担任手当がその方に届かず、それによって不満を持ってしまうことも考えられる。		
○(人事・給与課長)差を設けず、同額を支払うなら、理由が必要である。人材確保を理由にするなら、同じ額の一般財源を投じる根拠を明確にする必要があると考えるが、国の学級担任手当という考え方がある中で、さらにプラスというところは、市としては出し過ぎではないのかと違和感がある。人材確保の視点からすると、例えば初任給の考え方であれば、調整手当を上乗せするというのも方法もあるのではないか。土木職、建築職ではそういった考え方はあるので、採用困難な職種については検討の余地はある。初任給にプラスするという考え方についてはどう考えているか。		
→(教職員課長)土木職は倍率が1倍を切っていてかなり厳しい状況とは聞いているが、教員は実際に倍率が1倍を切っているという状況ではない中、初任給調整手当は実現性が低いと考えていた。		
○(人事・給与課長)→学級担任への手当は、理屈を明確にした方が良い。		
○(総務法制課長)具体的な手当の金額等については、査定の中で判断していく内容ではないか。資料2ページや3ページの黄色い部分をやるべきかやらないかの議論であると考え。学級担任がいてサポートの役割を担う教員もいる中で、双方共に業務内容が実質的に大体同じだということであっても、担任であることによって多少責任が重くなるなどの違いはないのか。		
→(教職員課長)責任は基本的に校長が負うものとなっているため、何か起きた時に担任の責任となることはないが、保護者対応が必要となった際、担任が最初の窓口になることは非常に多く、担任の業務として負担に感じる部分ではあると考えている。実際に今、若い教員が一番困っているのは保護者対応で、それが不安要素の上位に入ってくる状況のため、初任の教員が面談等を行う際には、基本的に主任や副担任と一緒にいるなどして対応している。何か課題がある面談については複数で対応するような形で、学級担任だけに負担がかからないような体制としている。		
→(総務法制課長)複数で対応するにあたって、学級担任がリーダー的な役割を果たす等、そういった違いも特段ないか。		
→(教職員課長)主任等の役割はある		

<<次ページあり>>

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.9.16	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。	
<くつつぎ>>		
○(総務法制課長)面談をやる際には必ず学級担任がいるのか。サポートの人がいて、複数で対応するという話だが、主は学級担任の方が進めるという理解で良いか。		
→(教職員課長)基本的には1人で対応可能な面談であれば1人で対応することもあるが、学級担任の経験が短い場合や、生徒指導が絡んでいくタイミングの面談等の場合はサポートすることがある。		
→(総務法制課長)面談結果に基づいて指導計画等を作るのかは分からないが、そういったものも全て分業されているのか。		
→(教職員課長)小学校の場合は、学年が複数クラスある場合には基本的な学習進度を揃えていて、担任が1人で何か行うという事はない。		
○(マーケティング課長)学年主任の役割として、学級担任へのサポートは本来業務に思えるが、別で考えなくてはいけない話か。		
→(教職員課長)学校でかなり違いがあり、中学校の場合は担任を持たない者が主任をしているケースがほとんどだが、小学校の場合は、学年主任が担任を兼務する形となっている。		
→(マーケティング課長)本市では複数の教員がサポートすることで担任の業務を遂行しているということだが、他市では担任だけで業務を遂行しているという状況があるのか。		
→(教職員課長)明確な業務分担があるわけではないが、学校現場への確認の中ではそのように取り組んでいるところ。		
【夜間学級手当の創設について】		
○(財政課長)夜間学級の特殊勤務手当と管理職手当について、管理職以外の教員については夜間学級の特殊性を鑑み、手当の必要性は分かるが、校長・副校長の管理職手当について、夜間学級の特殊性はあるのか。		
→(教職員課長)夜間学級の副校長は教員と同じ時間帯に働いている。夜間学級を持つ大野南中学校は本校と分校という扱いで、校長は1人の配置である。副校長は本校と分校それぞれに配置しており、夜間学級については副校長が様々な統括をしている。生徒指導が必要な場面では主任がいて、判断を副校長が行っている。校長は基本的には本校で勤務しており、夜間に勤務することはないが、入学式や卒業式等の式典には出席する必要があるし、進路等に関わるような決裁については、最終的に校長が行っている。		
○(財政課長)管理職も特殊勤務手当の対象なのではないのか。		
→(教職員課長)校長は基本的に最終的な責任を負っている中で、特殊な勤務には当たらないと考えている。一方で、夜間学級の教員数は少ないが、本校に加えて責任ある立場であることは大きな負担であると考えており、何らかの加算は必要だと考える。		
→(財政課長)千葉市の例では、管理職も日額の特殊勤務手当で、金額は教員の方が高い。また、仙台市の例も日額で、教員・管理職もともに1200円である。今回の提案の金額設定は手厚いという印象があるが、金額に差を設けた理由は何か。		
→(教職員課長)校長と副校長の差は勤務日数である。副校長は基本的には毎日で、校長は行事等のみである。		
→(財政課長)校長の4300円の理由は何か。		
→(教職員課長)管理職手当の市長部局とのバランスの中で、この額が妥当だと判断した。これ以上差を設けると、市長部局の管理職とのバランスを超えてしまう。		
→(財政課長)校長は市長部局の中で、どの役職と同等なのか。		
→(教職員課長)管理職手当の金額で見ると、参事と部長の間にあたる役職である。		
→(財政課長)夜間勤務があるから手当を増やすということか。管理職手当の考え方はその考え方でよいのか。役職手当は一律というイメージがあるが。		
→(教育総務課長)現在の管理職手当は一律であり、大野南中学校の校長に4300円を足すという考え方である。この金額以上足してしまうと、市長部局の部長の管理職手当を超えてしまうので、その範囲の中で上乗せするという形にした。		
→(財政課長)学校指定で、夜間学級の管理職の手当を実現するイメージか。		
→(教育総務課長)大野南中学校の夜間学級の管理職手当について、今回の金額としたいと考えている。		
→(財政課長)夜間学級への対応という意味で、その部分が他市と比べてかなり手厚い。市長部局の管理職手当とのバランスはあるのかもしれないが、そもそもは夜間学級の手当に対するものなので、手厚いと感じる。		
→(総務法制課長)手厚いのは、教員に対してか。		
→(財政課長)例えば千葉市は、管理職も特殊勤務手当で、日額が1200円である。		
→(教育総務課長)それを20日積み上げると、相当な金額になる。		
→(財政課長)校長は夜間にも勤めているのか。		
→(教職員課長)校長は、基本的には式典等がある場合に勤務がある。		
→(財政課長)例えば千葉市の場合は、実際に勤務したタイミングで1200円プラスされるというイメージでよいのか。		
→(教職員課長)特殊勤務手当は勤務実績で払う想定なので、20日勤務すれば、20日分がつく。		
→(財政課長)千葉市や仙台市も同じ想定か。		
→(教職員課長)実績で支払っているのか確認していないので、確認する。		
→(財政課長)実績で支払っているとすると、本市の設計は勤務実態と関係なく定額で支給される形になるので、手厚すぎるのではないかと。管理職手当はボーナスにも反映されるのか。		
→(教職員課長)反映されない。千葉市は夜間学校の校長がどのように置かれているのかも確認する。本市は、夜間が分校という扱いだが、夜間学校が本校という扱いで、本校に校長が置かれているというケースもある。その部分については確認する。本市は分校方式であり、大野南中学校と分校の両校で1人の校長が兼務しているので、その違いはあるかもしれない。		
→(財政課長)期末勤勉手当の計算方法が分からないが、算定基礎に入ってしまうともっと増えるのではないかと。		
→(教職員課長)1つ特徴を言うと、本市の夜間学級は、相模原市と神奈川県の方で運営しており、かなり広域なところで、生徒も募集している。職員は県の方からも、4名の配置があり、本市からも複数名の配置がある状況。運営について、県と市の職員の両方の配置がある体制の管理もしているという特殊な事情があるというところは、他とは少し違う。		
○(教職員課長代理)先ほどの千葉市の状況について、ホームページでの確認にはなるが、分校が中学校にあり、そこが夜間中学校という扱いになり、本校と分校の校長を兼ねているという状況が、ホームページで確認できた。先ほどの支給要件のところでは、千葉市の場合は夜間における授業等に従事した時ということなので、校長に日額1200円が毎日ついていくかどうかまでは確認が取れていない。		
→(財政課長)授業等を行った場合に、支給されるイメージでよいのか。		
→(教職員課)支給要件に「夜間における授業等に従事した」と記載があるため、そこで判断されているのではないかと。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.6	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
【通常学級、特別支援学級及び学級担任業務を支援する教員に対する手当の支給(月額2000円)について】		
○(市長公室長)調整会議で疑義が出た点をどのように整理したか伺う。		
→(学校教育部長)審議事項(4)学級担任への手当加算の支給範囲については、国が示した通常級の学級担任のみとした場合、現場に混乱が生じる可能性や担任業務を1人が担っている訳ではないという現状を踏まえ、市独自で範囲を広げるという考えに変更はない。金額については、当初提案の金額では財政に与える影響が大きいため、金額の見直しを行った。一般財源の持ち出しがあっても、人材確保や学校全体で学級活動を支えていくという体制を維持していくためにも、局としては市の独自施策として実現したい。また、横浜市・川崎市が支援学級の学級担任を含めて手当加算を三千元で検討している中、これ以上金額を落とすことは難しいと考えている。		
→(シビックプライド担当部長)一律同額支給となる場合、教員を目指す若い方の中には、同額支給であれば学級担任になりたくないと考ええる人も出てくるのではないかと。		
→(学校教育部長)相模原市の教育現場においては、複数の教員で学級運営を支えているため、そのような考えに至ることは少ないと考えている。一方で、学級担任のみに手当がつくことにより、これまでの体制が崩れてしまうことを懸念している。		
→(シビックプライド担当部長)資料4ページ項目(3)の義務教育等教員特別手当の縮減分は、項目(4)の学級担任等への加算に補填されるイメージだが、支給範囲が広がることによって、義務教育等教員特別手当に係る義務教育費国庫負担金は減るのか。		
→(教育総務課長)金額としては変わらない。		
○(政策部長)市として独自に打ち出していきたいなら、「複数の教員で学級活動を支えている」ということをきちんと制度設計すべきではないか。		
→(教育総務課長)方向性を認めて頂いてから、制度設計の検討という方法もある。		
→(市長公室長)県や横浜市・川崎市の支給範囲をさらに拡大するには明確な理由や根拠が必要だが、資料9ページの「本市独自とする理由」については学校現場からの声を受けての提案内容にみえるが、いかがか。		
→(学校教育部長)国が制度を設計した段階で、通常級の学級担任にのみ支給することは難しいと局としても考えていた。結果として学校現場からの声も受けて整理はしたが、学校現場からの声を受けてという見え方については、本意ではないため、修正する。		
→(市長公室長)国の考え方をベースに支給範囲を広げるという点に疑問を感じる。本市だけに支給範囲を広げる理由があるとは考えにくい。		
→(教育総務課)今回は教員の処遇改善の内の1つとしての提案である。学級担任のサポート業務を担っている教員に対しても手当を加算し、教員全体の処遇の改善を図りたい。		
→(市長公室長)今回の法改正の中身を知っている学級担任の中には、国は三千元と示しているのに、何故本市は二千元なのかと思う者もいるのではないかと。		
→(学校教育部長)三千人を超える教員がいる中で、そうした考えを持つ者がゼロであるとは思っていない。一方で、学級担任以外の教員の中には、学級担任にのみ手当が加算される制度に疑問を感じる者もいると考えている。		
→(市長公室長)横浜市・川崎市はサポート担任を支給の対象にしていらない中で、本市の考え方には綻びがあると感じる。		
→(教職員課課長代理)国の制度改正に関するパブリックコメントの中でもチーム学校の考えの基、学級担任以外の教員も様々な責任を担っている中で、学級担任のみに手当が支給されるのは適切ではないという意見があった。資料10ページの参考資料として示した国からの通知文の中にも、複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えないとしていることから、ある程度の自治体としての考え方の裁量は認められていると認識している。		
→(政策部長)それなら尚更、ここで学級担任及びサポート体制についてしっかりと制度設計した方がよいと考える。夜間学級の特勤手当の創設のように、制度として創設したほうが、対外的にも教員に対してもアピールになるのではないかと。		
○(総務局長)手当の加算に該当しない教員は誰か。		
→(学校教育部長)学校職員の中では、養護教諭や栄養教諭などである。		
→(総務局長)日常的に子ども達に授業をする立場の教員は全て支給対象となるということか。		
→(学校教育部長)初任者を指導する立場の拠点校指導員や、指導教諭と呼ばれる授業を師範する立場の教員は対象にはならない。		
→(総務局長)どの教員を対象としているのかを規定しないのであれば、全教員がもらえる手当にみえてしまい、制度そのものの説明が難しくなるのではないかと。		
→(財務局長)資料8ページをみても、国から示されているのは三千元であり、県や横浜市・川崎市はその金額を下げていない。本市は支給範囲を広げたことにより支給額が落ちている。県は学級担任を支援する教員を対象としていないが、その理由は聞いているか。		
→(学校教育部長)県は対象を拡充するというよりは、国から通常級の学級担任のみと示された中で、特別支援学級の学級担任までを対象とすべきという議論があったが、それ以上の範囲については特に議論はされていないと聞いている。		
→(財政局長)資料15ページ目の項目(3)の義務教育等教員特別手当の見直しについて、義務教育費国庫負担金が多くなっているようにみえるが、全て一般財源で負担していたという事か。		
→(教育総務課長)資料に誤りがある。		
→(財政課長)正しい金額はいくらか。		
→(教育総務課長)項目(4)の義務教育費国庫負担金とほぼ同額である。残りの部分が一般財源の負担部分となる。		
→(財政局長)財政への影響額が分かるように資料を修正して欲しい。		
○(シビックプライド担当部長)学級担任を支援する教員というのは、「副担任」等と決まっているのか。また、規則等に役割は明記していくのか。		
→(教職員課課長代理)「学級担任業務を支援する教員」等の表現を考えている。		
→(シビックプライド担当部長)曖昧な表現過ぎるのではないかと。解釈としてどこまでも広げられるようなイメージである。手当の支給対象とするならば、「副担任」等の役割を明確に記す必要があると考える。		
○(教育総務課長)先ほどの議論の中の補足だが、これまでの義務教育等教員特別手当の見直しによって手当が減って、二千元が増額されるイメージだが、義務教育等教員特別手当の額は傾斜配分されているので、若い職員ほど下がり幅は少なく、二千元の手当が加算されれば増額に転じることもあり、在職年数の高い職員ほど減額幅が大きく、二千元の増額があっても総額で見ると減額になる可能性がある。		

<<次ページあり>>

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.6	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
<くつつぎ>>		
→(市長公室長)条例や規則の中で額を規定するのか。		
→(シビックプライド担当部長)金額は別表に規定することになるのではないかと。人事委員会勧告と同じタイミングで改正する算段になっているのか。		
→(教職員課課長代理)同じタイミングではない。		
→(財政課長)12月補正予算のNo.2に計上するのか。		
→(教職員課課長代理)人事委員会勧告分がNo.1で、本提案はNo.2を予定している。		
→(シビックプライド担当部長)システム改修は間に合うのか。		
→(教職員課課長代理)当面は、システムパッケージの範囲内で運用していく予定である。		
→(財政局長)規則の別表で対象範囲を指定する際、どのように記載するのか伺う。		
→(教職員課課長代理)学級担任業務を行う者とそれ以外の校務を行う者という2つが国から示されているが、本市としては学級担任を支援する教員を追加することを検討している。		
→(財政局長)様々なサポート業務がある中で、業務の線引きをどのように表すのか。		
→(市長公室長)条文には職名を記載するのか。		
→(教育総務課長)「学年主任」や「教務主任」等を明確に示すかまでは検討段階である。		
【夜間学級手当の創設について】		
○(シビックプライド担当部長)夜間学級の特殊勤務手当の日額が高いと感じる。他市事例も承知しているが、本市の児童相談所の特殊勤務手当も同額だが、同じ金額でよいのか疑義がある。千円とした理由はなにか。		
→(教職員課課長代理)本市の手当の中で、部活動の指導業務手当が3時間で日額千二百円というものがあり、夜間学級の方は3時間55分で授業もあり、3時間を超えところで部活動の指導手当を参考に金額を決定した。		
→(シビックプライド担当部長)教員同士の比較は行ったと思うが、庁内の特殊勤務手当との比較はしたか。		
→(教職員課課長代理)児童相談所の手当とも比較し、夜間学級の業務の困難性についても考慮した上で設定した。		
○(財政局長)現在の夜間学級の在籍人数は何名か。		
→(教職員課課長代理)現在21名在籍している。		
→(財政局長)教員は何名の配置か。		
→(教職員課課長代理)9名である。		
→(財政局長)養護教諭にも手当がつくのか。		
→(教職員課課長代理)養護教諭も対象と考えている。なお、勤務時間は13時～21時半までで、休憩時間が45分間である。		
→(財政局長)授業自体は何分やっているのか。		
→(教職員課課長代理)45分が4時間限まであるので、3時間は授業をしていることになる。		
→(財政局長)それ以外の時間は何をしているのか。		
→(教職員課課長代理)16時に生徒が登校してくるため、その前に副校長を含め生徒の健康状態の把握等必要な話し合いを行う必要があり、その他の時間も打合せや会議等に充てている。		
→(財政局長)これまで手当をつけてこなかった理由はどう説明するか。		
→(教職員課課長代理)開校前は業務の特殊性や困難性までは把握できなかった。広域から生徒が来る状況や、日本語を母国語としない生徒もいる中で、やはり始まってから分かることも多かった。		
→(財政局長)相模原市は夜間学級の先行事例ではないため、その辺りのことは近隣市への聞き取り等で十分予測できたことなのではないか。相模原市だけの状況とは思えない。		
○(市長公室長)夜間学級の手当については、法令で規定されているか。		
→(教職員課課長代理)手当を支給するのは、法令の義務ではない。		
○(総務局長)資料11ページ中に、夜間学級開校前の議論の中で、「県とのバランスを欠いている状況にない」とあるが、今現在の県とのバランスはどうなっているか。		
→(教育総務課)神奈川県の方も相模原市同様に手当支給を検討していると聞いている。		
→(財政課長)県も同額なのか。		
→(教職員課課長代理)県は本市に合わせる方向で検討すると聞いている。		
→(財政局長)何故4月からなのか。		
→(教職員課課長代理)法改正による処遇改善とは別の話となるので、年度が変わるタイミングでの開始を検討している。		
→(学校教育部長)県も一緒に制度設計している中で、本市だけ先行して1月から支給することは考えていない。		
○(市長公室長)これまでの議論を通して、学級担任手当については国や横浜市・川崎市以上に支給範囲を広げることについて、明確な理由が必要である。支給範囲についても、曖昧な部分が多いと感じたが、いかがか。		
→(学校教育部長)学級担任の支給範囲については、明確に示すことが可能と考えるため、整理する。		
→(市長公室)夜間学級については、金額設定の根拠や開校して3年目のタイミングで手当を創設する理由を示して頂きたい。		
→(学校教育部長)夜間学級については、業務の特殊性として他市の福祉部門と連携していく必要がある点などは当初には想定していなかった。		
○(市長公室長)内容を精査して、再度決定会議を行う必要がある。少なくとも条文を示していただきたい。		
○(シビックプライド担当部長)処遇改善の事例として、勤務10年目の方がどのくらい給与が上がるかなど、モデルケースで示して頂けると分かりやすくしてよい。		
○(市長公室長)条例の提案時期や手当加算の支給範囲について、他市の状況を改めて確認して頂きたい。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.10	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
【審議事項について】		
○(財政部長)市独自の部分については、制度改正とおりの対応のみでは十分ではないということか。		
→(市長公室長)説明資料7ページ「義務教育等教員特別手当への加算」、「特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額」については、市独自の対応を行うかどうかの議論が必要である。説明資料4ページ「教職調整額の引上げ」、「管理職の本給加算」、「義務教育等教員特別手当の見直し」については、制度改正とおりの対応であり、第1回決定会議においても構成員から特段の意見がなかったため、本決定会議の審議対象外とした。		
→(財政部長)地域の実態に即して手当の加算額等を変えることができるものなのか。		
→(市長公室長)文部科学省からの通知によれば、支給額を条例において独自に定めることは差し支えないとのことである。		
→(財政部長)「義務教育等教員特別手当への加算」、「特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額」を市独自で行うことについて、第三者による調査や審議は必要ないのか。		
→(市長公室長)制度の開始が令和8年1月ということで、そのような時間はないものと思われる。開始の時期を変更することはできないのか。		
→(学校教育部長)変更することはできない。		
→(財政部長)変更できないのは、法定部分だけではないのか。		
→(市長公室長)「義務教育等教員特別手当への加算」について、「特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額」と同じタイミングでの条例提案とすることはできないのか。		
→(教職員課課長代理)時期を変更することはできない。		
→(財政局長)市独自の部分なのに、時期を変更することができないのか。		
→(市長公室長)変更できない理由を資料の中に示していただきたい。		
→(総務法制課長)「義務教育等教員特別手当への加算」については、文部科学省令を参酌して条例に規定しなければならないことになっている。		
→(市長公室長)「教職調整額の引上げ」、「管理職の本給加算」、「義務教育等教員特別手当の見直し」は制度とおりの対応、「義務教育等教員特別手当への加算」は金額や対象者の設定が市独自、「特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額」は市独自の提案ということで、資料の構成を政策課と別途調整すること。		
【通常学級、特別支援学級及び学級担任業務を支援する教員に対する手当の支給(月額2000円)について】		
○(政策部長)「義務教育等教員特別手当への加算」について、本市にとってよりふさわしい加算の在り方とするため、「加算の対象範囲」を独自に広げつつ、「一人当たり加算月額」を引き下げるとする提案だが、数年後、国との整合を図るため、3,000円に改正するといったことにはならないか。		
→(学校教育部長)そのようなことは考えていない。		
○(財政課長)資料に本市の教員の年齢構成が示されているが、他市と比べて特徴的なのか。		
→(教職員課課長代理)正確な比較は行っていないが、他自治体においても大学卒業後の若い世代が多い傾向であると認識している。本市の場合は、一時的に採用数を増加させたことから30歳代が多い状況である。		
→(財政課長)本市の年齢構成及び学級担任と連携・協働して学級担任業務を遂行する教員の配置等が特徴的であることから、国の示す3,000円ではなく、2,000円とするという理屈ではないのか。		
→(教育総務課長)自治体の中には、採用後間もない教員は担任にならないところもあるが、本市は人員的に余裕がなく、若い教員の多くが担任になっており、サポートする教員の負担が大きいといった状況である。		
○(財政課長)必要経費を制度の範囲内で考えた場合、加算対象人数を教育局の提案のとおりにすると、一人当たりの加算額が1,500円になる計算だが、それを2,000円にしたいということは、他自治体と比べて本市の担任業務の負担が大きいということか。国の制度の趣旨は、担任業務の負担が大きいということに対して手当で評価するというものではないのか。		
→(学校教育部長)担任業務そのものについては、他自治体と比べて大きな違いがあるものではないと考えているが、不登校数は全国平均よりも多い状況であり、いじめ対応などは困難さを抱えている状況である。		
→(財政課長)他自治体と比べて特徴等に差異がない中で、本市独自の対応を行うことに対しての根拠が弱いのではないのか。		
→(学校教育部長)国から制度が示された時から、担任のみに支給することに疑問を抱いている。担任業務は、他の職員と共に支え合うことで成り立っていると考えている。		
○(財政課長)2,000円とする根拠は何か。		
→(学校教育部長)国から示された3,000円に対して、加算の対象を拡大するためには減額する必要があると考えた一方で、1,500円まで減額してしまうと本市の教職としての魅力や教員のやりがいにも影響が出ると考えたことから、2,000円としたものである。		
→(市長公室長)対象者を拡大したうえで3,000円を支給するといった考えはないのか。		
→(学校教育部長)当初は3,000円から議論を開始したが、財源の懸念もある中、現状の教育環境を踏まえると、対象者を拡大することが第一と考えたことから、減額して提案したものである。		
→(市長公室長)全国の自治体がこの制度を開始するにあたり、国は各自治体が苦慮することを考慮して、各自治体の実態に即した設定を認めたものと理解している。環境整備をしていくためには、納得のできる根拠を作る必要がある。		
→(財政局長)「県は3,000円、市は2,000円」で理解が得られるのか。		
→(学校教育部長)教員には、趣旨を丁寧に説明していくものと考えている。		
○(財政課長)担任と担任以外を同一の金額設定とした場合、担任になりたくないといった声が上がることあるのではないのか。		
→(学校教育部長)そのような声上がる可能性はあるが、逆に、担任のみに支給することとした場合、担任をサポートしている職員から不満の声上がる可能性があるものであり、教育局としては、両者に支給すべきと考えている。		
→(財政課長)実態として、担任と担任以外の業務量は均衡しているのか。		
→(学校教育部長)役職などにもよるため一概には言えないが、担任だけが突出して負担が高いわけではない。		
→(財政課長)担任と担任以外で異なる金額を支給するといった考えはないのか。		
→(学校教育部長)そのような考えはない。		

＜＜次ページあり＞＞

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.10	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
<くつづき>>		
→(財政局長)例えば年次休暇を取得することを考えた場合に、副担任や教科担任は、担任に比べて取得しやすいというようなこともあるのではないかと。担任と担任以外が同一の負担であるとは考えづらいように思われる。		
→(市長公室長)担任に3,000円、担任以外に2,000円といった方法もあるのではないかと。		
→(教育総務課長)年度の途中で担任の入替などもあることから、現実としては難しいものである。		
→(財政局長)担任の入替は頻繁にあるのか。退職や休職などの状況でなければ、担任が頻繁に変わることはないのではないかと。		
→(学校教育部長)部分休業や短時間勤務などにより、担任以外がホームルームを実施する機会も増えており、年間を通じて実施している例もある。		
→(総務局長)担任と担任以外を同額にする場合には、それぞれの業務を掲げた上で、同等の負担があるという説明をしなければ説得力がないのではないかと。それぞれの業務を整理し、学校現場にもしっかりと説明をした上で、理解を得ていただきたい。		
→(総務法制課長)義務教育等教員特別手当については、これまでは号給に応じて支給してきたものだが、今回の法改正によって校務の類型に応じて支給することとされ、担任業務と捉えられるものについては加算の対象とすることとなった。金額の設定等については議論が必要であるが、法改正の趣旨としてはそういうことである。		
→(財政課長)担任の業務量は自治体によって異なるのか。		
→(学校教育部長)学校の規模によっても異なるが、自治体によって大きく変わるものではない。		
→(市長公室長)他自治体と比較しきれない部分もある。様々な意見が出たことから、大筋の考え方を再度整理すること。		
【夜間学級手当の創設について】		
○(財政局長)県では、定時制通信教育手当として月額34,000円、日額に換算すると1,700円が支給されているとのことだが、夜間学級手当についても、県は同額を支給する予定なのか。		
→(教職員課課長代理)金額については、県において検討中である。		
→(財政局長)県と本市で同額の設定になるのか。		
→(教職員課課長代理)県は、本市の動向を見ながら検討するとしている。		
→(学校教育部長)同一の建物内で勤務する職員に対して、県と本市とで手当額が異なるのは相応しくないと考えているが、同額とすることが確定しているわけではない。		
→(財政局長)異なる金額となる可能性もあるのか。		
→(学校教育部長)合わせる方向で調整をしているが、異なる結果となる可能性もある。		
→(財政局長)例えば、管理職手当の額も県と本市とで同じではないことを考えると、夜間学級手当の額が県と本市で一致しなくても、特に問題はないということか。		
→(学校教育部長)同一の建物内で勤務しているので、同額になるのがよいと考えている。		
→(財政局長)本市の方が低い金額設定となった場合、引き上げることもあるのか。県が1,700円とした場合、本市の1,000円という設定が適切なのかという議論になる。		
→(学校教育部長)資料には県の定時制通信教育手当が日額換算で1,700円と記載したが、本市の夜間学級手当を日額1,700円にするというものではない。		

教員の処遇改善について

～「令和7年給特法等改正」を踏まえた人材確保の取組～

令和7年10月17日（金） 決定会議資料
相模原市教育委員会
教職員課

学校や教員を取り巻く環境の現状

- 子どもたちの多様化による学校及び教員が担うべき業務の範囲の拡大に伴う負担の増大、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等
- 教員の長時間勤務 → 改善目標（令和11年度まで）：月45時間を月30時間に削減
- 教員採用倍率の低下 → 全国的に過去最低の平均倍率
- 教員不足の深刻化

<国等の動き（令和6年）>

日 付	内 容
R6.8.27	「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための環境整備 に関する総合的な方策について（答申）」
R6.12.24	教師を取り巻く環境整備 に関する財務大臣と文部科学大臣の合意 ・教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げ ・職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算 など

「教員を取り巻く環境整備」の必要性

目指すべき姿

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現

取り組むべきこと

教職の魅力の向上



優れた人材の確保

具体的な手法

- ①働き方改革の更なる加速化
- ②学校における指導・運営体制の充実
- ③教員の処遇改善

これら(①～③)の環境整備
を一体的・総合的に推進し
ていく必要

令和7年の「給特法等の一部改正」とは（概要）

令和7年6月18日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律が公布された。（①及び②は令和8年4月、③は令和8年1月に施行）

※令和7年9月25日に整備政令や改正省令が公布された

項 目	教育委員会が取り組む主な内容	
①働き方改革の一層の推進 [給特法、学教法、地教行法]	・「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定 （教員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保）	別途検討
②組織的な学校運営 及び指導の促進 [学教法]	・「主務教諭」の創設 （児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し 教職員間の総合的な調整を行う）	今後検討
③教員の処遇の改善 ↓ [給特法、教特法] ・人件費等の確保 ・条例等の改正 ・人事給与システムの改修 などが必要	・「教職調整額」の引上げ [給料月額の4%→10%] （高度専門職にふさわしい処遇の実現） ・校務の種類による「義務教育等教員特別手当」への加算 （職務や勤務の状況に応じた処遇の実現）	昭和46年の給特法制定以来はじめての引上げ

処遇改善(見直しを含む)の具体的な内容（その１） ※令和８年１月から制度のとおりに対応

項 目	内容（義務教育費国庫負担金制度）	本市の対応（案）	実施時期
（１） 教職調整額の引上げ ※対象：教育職給料表 １級～３級	令和８年１月から、段階的に（１年に１％）給料月額 の１０％まで引上げ ※令和８年１月から給料月額の５％に引上げ	制度に合わせて引き上げる	令和８年１月 ※１０月６日開 催の決定会議 で既に了承済
（２） 管理職の本給加算 ※対象：教育職給料表 ４級、５級	令和８年１月からの教職調整額の引上げに併せて、 段階的に管理職の本給に月額２４,２００円を加算 ※令和８年１月から本給（給料月額）に４,０００円を加算	制度に合わせて加算する	
（３） 義務教育等教員特別 手当の見直し(縮減) ※対象：教育職給料表 １級～５級	令和８年１月から、義務教育費国庫負担金における 義務教育等教員特別手当に係る算定率を１.５％から １.０％に引下げ （給料月額の１.５％相当から１.０％相当に縮減）	制度に合わせて縮減する （手当額を見直す）	

（１）、（２）・・・条例改正事項

（３）・・・教委規則改正事項

項 目	内容（義務教育費国庫負担金制度の変更）	本市の対応（案）	実施時期
（参考） 主務教諭の創設	令和８年４月(予定)から新たな級を導入し、本給に月額 ６,０００円程度を上乗せ	国から主務教諭の役割等が明確 に示されていないため、創設の要 否を含めて今後検討	令和９年４月 以降を想定

(1) 教職調整額の引上げ 本市の影響額の試算 (令和8年1月～12月分)

総額 (概算)	4%の場合	5%に引き上げた場合	差額 (引上げに必要となる額)
給料	190億8,700万円	192億7,000万円	1億8,300万円 〔※義務教育費国庫負担金の対象 1.83億円×1/3 = 6,100万円〕
地域手当			
期末手当			
勤勉手当			
共済費(事業主負担分)	39億7,700万円	40億1,300万円	3,600万円

(2) 管理職の本給加算 本市の影響額の試算 (令和8年1月～12月分)

総額 (概算)	加算なしの場合	月額4000円加算した場合	差額 (加算に必要となる額)
給料	16億9,700万円	17億1,300万円	1,600万円 〔※義務教育費国庫負担金の対象 1,600万円×1/3 = 約530万円〕
地域手当			
期末手当			
勤勉手当			
共済費(事業主負担分)	4億2,100万円	4億2,400万円	300万円

令和8年は、(1)と(2)をあわせて、年間で約2億3,800万円の支出増となる。

(このうちの一部は義務教育費国庫負担金が充当される)

(3) 義務教育等教員特別手当の見直し(縮減)

当該見直し(縮減)は、「(4) 校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算」とあわせて考えられているものである。

今後、具体的な(個々の)手当額を検討していくが、現時点での概算では、ひと月当たり約450万円程度の支出減を想定している。

義務教育等教員特別手当の額(表の一部を抜粋)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100

額の見直し(縮減)



想定では、ひと月当たり約450万円程度の支出減
(年間で約5,400万円程度の支出減)

(相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則に規定)

※義務教育等教員特別手当(地方自治法第204条第2項、教育公務員特例法第13条第2項)は、「教師が担う業務を評価する手当」とされている(令和7年9月25日付け 省令改正のパブリックコメントに係る文部科学省発表資料より)。

######

本市における学級の現状

(a) 本市の教員（教諭・総括教諭）の年齢構成 令和7年5月1日現在 ※校長、副校長、栄養教諭、養護教諭を除く

	人数	構成割合
20歳代	668	24.7%
30歳代	855	31.7%
40歳代	701	26.0%
50歳代	345	12.8%
60歳代～	130	4.8%
計	2,699	100.0%

} 半数以上は「20～30歳代」

} 「中堅～ベテラン」

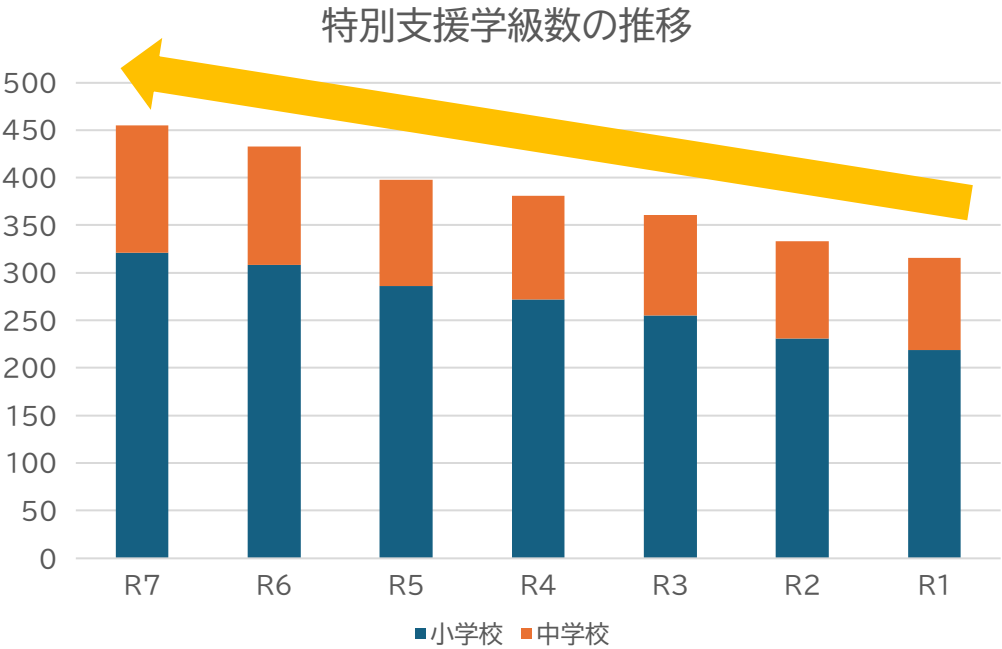
(b) 本市の学級数

① 通常学級数	② 特別支援学級数	合計 (①+②)
1,529	455	<u>1,984</u>

> 1,523 (20～30歳代の教員数)

本市における学級の現状

(c) 本市の特別支援学級の数



	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1
小学校	321	308	286	272	255	231	219
中学校	134	125	112	109	106	102	97
合計	455	433	398	381	361	333	316

※近年、通常の学級にも特別支援教育の対象である児童生徒が多くなっており、各教員が特別支援教育への意識を高めることが求められている。

また、特別支援学級に関しては、文部科学省の下に設置された検討会議がとりまとめた報告書（令和4年3月31日）において、

「全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう、人事上の措置を講ずるよう努めること」とされており、本市においても特別支援教育の推進を教育振興計画に位置付けていることから、多くの教員が特別支援教育を担当できるよう積極的な校内配置に努めている。

本市の若手教員からの提言

(令和6年11月 相模原市若手教員による学校現場改善プロジェクトチーム)

提言Ⅰ 働きやすい体制の整備 (抜粋)

提案	期待される効果
初任者が学級担任となる場合は、伴走者を配置	先輩の背中を見て経験を積むことで、長い目で見 て、心身ともに健康で活躍する教員を育成
各学年に、副担任 1 名を配置	いざという時の人のやりくりにも安心できる。 教員自身の多様な働き方を後押し、安定した学校 運営が可能となる。
本市独自の処遇改善	教員のモチベーションの向上、優秀な人材の確保



本市における学級担任業務の主な内容

○通常学級の担任 ○特別支援学級の担任	○学級担任と連携・協働して学級担任業務を遂行する教員	○左記以外の教員
【学級担任業務】 * 授業、授業準備・片付け * 出欠確認 * 配付物、提出物回収 * 清掃指導 * 給食指導 * 教室環境整備 * 健康診断における指導・書類の管理 * 健康調査票の作成・管理 * 家庭訪問 * 朝の登校支援、放課後登校 * 不登校支援 * 外部機関との連携 * 児童生徒からの相談対応 * 児童生徒間のトラブル対応 * 保護者対応 * 三者面談 * 学級懇談会 * 通知表作成 * 指導要録作成 * 進路指導 * 児童生徒指導 * 集金 * 作品掲示 * 言語面・情緒面に課題がある子への支援 * 外国につながる子への支援	◆教務主任 ◆児童支援専任 ◆生徒指導主任 ◆支援コーディネーター ◆学年主任 ◆副主任・副担任 ◆進路指導主任 ◆教科担当 ◆通級担任 ◆国際級担任	指導教諭 養護教諭 栄養教諭 拠点校指導教員
【学 級 担 任 業 務 以 外 の 校 務】		

組織的に教育目標の達成をめざすため、各自が分担された仕事に責任をもち、学校運営に参画する気持ちをもつこと、そしてグループで協力して仕事に取り組むことが大切（初任者研修ハンドブック抜粋）

(ア) 校務類型としての「学級担任」とは

⇒ **基礎的な学習集団の単位である学級における生活指導や教科指導を担当する業務**

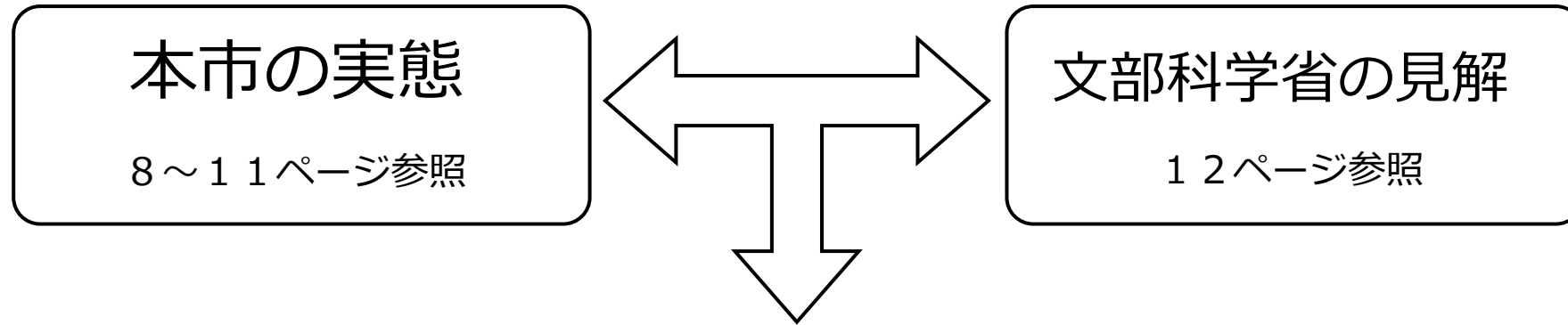
(イ) 「学級担任業務」を評価した（手当加算の対象とした）理由

⇒ ・ 日々の学習指導に加え、学級に関する様々な業務や保護者への連絡・相談対応などに取り組んでいること
・ 令和4年度実施の教員勤務実態調査において、学級担任以外の教師と比較し時間外在校等時間が長いこと
などから、困難性等を考慮したもの

(ウ) 各自治体において校務類型を条例に規定するに当たっての留意事項

⇒ **国庫負担金の限度額算定では、学級の数为基础に算定することとしているが、学校における学級運営の方法を規定するものではない**
複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えない

「校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算」の考え方



義務教育等教員特別手当の加算を導入するに当たり、当該制度の趣旨、すなわち『学級(特別支援学級を除く)担任業務を評価』し、『当該業務を分掌された教員に手当を加算』することを前提にしつつも、本市の実態である、

- ①学級担任の主な担い手が経験の浅い若手教員であり、他の教員との連携や協働による遂行が不可欠な状況にあること
- ②特別支援学級の担任業務の重要性が高まっていること

などを踏まえ、本市にとってよりふさわしい加算の在り方とするため、「加算の対象範囲」を独自に広げる。このことにより、今般の「教員の処遇改善」全体の効果が、教員や学校に対して最大限に発揮される。

※他の一部の指定都市でも、本市と同様・類似の考え方を採用する動きがある

※本市の学校現場（校長等）との情報交換を行う中では、上記の考え方に対する現場の受け止めは好意的である

(4) 校務の種類による義務教育等教員特別手当への加算

義務教育費国庫負担金制度では、「1つの通常学級につき月額3,000円」が義務教育等教員特別手当に加算される。

○国の制度想定

1つの通常学級につき月額3,000円

【本市の学級数等】

○県・横浜市・川崎市（予定）

特別支援学級を含め、担任一人につき月額3,000円

① 通常学級数	② 特別支援学級数	③ 連携・協働教員の数	合計 (①+②+③)
1,529	455	920	2,904

○本市

通常学級・特別支援学級の担任のほか、更に加算対象職員の範囲を拡げて、一人当たり月額3,000円

	対象人数	一人当たり加算額	必要経費（年間）
国の制度	1,529 ①	3,000円	$1,529 \times 3,000 \times 12 = 55,044,000$ 円
県・横浜市・川崎市（予定）	$1,529 + 455 = 1,984$ ① ②	3,000円	$1,984 \times 3,000 \times 12 = 71,424,000$ 円
本市	$1,529 + 455 + 920 = 2,904$ ① ② ③	3,000円	$2,904 \times 3,000 \times 12 = 104,544,000$ 円
(参考)	$1,529 + 455 + 920 = 2,904$	2,000円	$2,904 \times 2,000 \times 12 = 69,696,000$ 円

(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額【夜間学級手当】

概要

給特法等改正対応とは別に、「大野南中学校分校(夜間学級)の業務に従事する教員」への処遇改善として、夜間学級手当（実際には特殊勤務手当及び管理職手当）の支給を独自に行うもの

夜間学級手当の支給が必要な理由

- ・夜間学級手当については、分校の開校(令和4年4月)に当たって支給の必要性を検討した結果、「勤務時間や業務に特段の特殊性はなく、神奈川県(の給与制度)とのバランスを欠いている状況にもない」と整理した経緯がある。
- ・しかし、夜間学級の業務の実情としては、他の市立中学校では想定されにくい事情、特に生徒の「年齢・通学区域（県内広域）・国籍・個人的な背景」が幅広い中で学級業務を遂行しているという特殊性がある。
【具体的な学級業務の例】
 - ・県内自治体との間の手続きの対応業務
 - ・生徒の個人事情による福祉施設や医療機関等との調整業務
 - ・日本語の習得度合いや理解度に合わせたサポート業務や多言語への対応業務
- ・なお、夜間学級には県費の教員が派遣されており、県教委では、高等学校における定時制通信教育手当との均衡の観点から、本市に派遣している夜間学級の教員に対し、令和8年4月から手当を支給する方向で調整が進められている。
- ・その場合には、夜間学級の開設当初では保たれていた「県(の給与制度)とのバランス」にズレが生じることとなる。

(参考) 他の指定都市における夜間学級手当の支給状況の例

	川崎市	千葉市	仙台市	神戸市
手当名称	夜間学級業務手当 (特殊勤務手当)	夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当	夜間学級手当 (特殊勤務手当)	教育委員会職員手当 (特殊勤務手当)
支給要件	夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事した場合	本務として夜間における授業等に従事したとき	夜間学級に関する業務に従事したとき	夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、教員（本務者）
対象者 (例規上)	教員（夜間中学本務者）	教員・校長、副校長、教頭	教員・校長、副校長、教頭	教員・教頭
手当額	日額 2, 2 0 0 円	教員 日額 1, 5 0 0 円 校長・副校長・教頭 日額 1, 2 0 0 円 (現状、本務は教頭のみ)	日額 1, 2 0 0 円 (校長は夜間学級の勤務時間の割り振りではないため、実際には支給がない)	給料月額の10/100 (管理職は8/100)

<指定都市における夜間学級の設置状況>

設置あり 15市、設置なし 5市

設置15市のうち、本市と横浜市以外は、夜間学級の業務に従事する教員に対する特殊勤務手当を導入している

(横浜市は、夜間中学校の校長の管理職手当が一般の校長よりも高くなっている)

(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額【夜間学級手当】

令和8年4月からの支給を想定

職 種	人 数	増 額 (案)	年間支給額 (増額分)	備 考
校長	1 人	月額 3,600円	43,200円	管理職手当の増額 校長 月額86,700円 → 90,300円 (3,600円の増額)
職 種	人 数	単 価 (案)	年間支給額 (※)	備 考
副校長	1 人	日額 1,000円	1,000円/日×20日/月 ×8人×12月 = 1,920,000円	特殊勤務手当の創設
総括教諭	2 人			
教諭	4 人			
養護教諭	1 人			
合計	9 人		1,963,200円	

(5) 特殊勤務手当の創設・管理職手当の増額【夜間学級手当】

○ 特殊勤務手当の支給要件（案）

「大野南中学校分校に勤務する教育職給料表 1 級から 4 級までの教員のうち、当該分校の生徒に対する直接の授業、指導又は養護の業務に本務として 1 時間又は 1 時限以上従事した場合」とする。

○ 特殊勤務手当の単価設定の考え方

- ・類似の性質を有するものとして、高等学校が対象の「定時制通信教育手当（地方自治法第204条第2項）」があり、神奈川県では、定時制の課程を置く高等学校の職員に対して、定時制通信教育手当として月額3万4千円を支給している。（1月当たり20日とした場合、日額は1,700円になる）
- ・また、本市の教育職給料表の職員に対する特殊勤務手当では、3時間以上の部活動指導業務手当(令和7年9月時点)の日額が1,200円となっている。
- ・これらの一方で、本市の「特殊勤務手当に関する条例」では、ほとんどの手当が日額1,000円以下になっていることを勘案し、夜間学級手当については日額1,000円とする。

○ 大野南中学校の校長に対する管理職手当の増額の考え方

大野南中学校の校長には、

- ・校舎の位置が離れている（同一の敷地内にない）分校に勤務する職員の監督
- ・夜間に勤務する職員の監督
- ・県費の教員に対する監督

などの(他の校長にはない)職務の困難性があることから、管理職手当を増額する。

(参考) 学校教育法 第37条第4項
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

具体的な額は、行政職給料表(1)の7級の管理職手当額(79,300円)との均衡及び8級(92,400円)を超えないことを考慮して設定する。

教員の処遇改善 予算積算 全体（令和8年1月～12月）の影響額

（単位：円）

項目	影響額	義務教育費国庫負担金	一般財源	
（１） 教職調整額引上げ（４％→５％）	218,936,045	60,906,147	158,029,898	
（２） 管理職の本給加算（４,０００円）	19,043,339	5,227,315	13,816,024	
（３） 義務教育等教員特別手当の見直し （１.５％相当→１.０％相当）	▲54,000,000	▲18,000,000	▲36,000,000	
（４） 学級担任及び連携・協働により学級担任業務を遂行する教員に対する手当	104,544,000	18,348,000		86,196,000
（５） 夜間学級手当	1,963,200	0	（本市独自分） 1,963,200	（国の想定分） —
合 計	290,486,584	66,481,462	224,005,122	

今後のスケジュール

- | | |
|------------|---|
| 令和7年 1 0 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 庁議（決定会議）・ 1 2月補正の要求（人件費・システム改修費）・ 1 2月議会の議案調整（条例改正） |
| 1 1 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 当初予算の要求・ 1 2月議会への議案提案 |
| 1 2 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 3月議会の議案調整（条例改正） |
| 令和8年 1 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 処遇改善① <div style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"><p>教職調整額の引上げ、管理職の本給加算、
学級担任及び連携・協働により学級担任業務を遂行する教員に対する手当、
義務教育等教員特別手当の見直し</p></div> |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 3月議会への議案提案 |
| 4 月 | <ul style="list-style-type: none">・ 処遇改善②
(夜間学級手当の支給) |

○開催日：令和7年10月17日

○開催場所：第1 特別会議室

○案件名：教員の処遇改善について

○担当課：教育局 学校教育部 教職員課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長
■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■学校教育部長 ■教育総務課長 ■教職員課課長代理

(1)主な意見等

○(市長公室長)義務教育等教員特別手当の加算について、教員の大部分が加算の対象範囲に含まれるように設計しているが、このような場合には、加算ではなく本給の改定によって対応するのが妥当ではないか、との考え方もあると思われる。本給の改定を採用しない理由についてはどのように考えているか。

→(教育総務課長)本給については、市人事委員会の勧告内容を尊重してきているため、今回の加算を本給の改定で対応することは馴染まないと考えている。

○(政策部長)国の示している参酌基準の範囲を超えて支給することによって、目に見える効果等は何を想定しているか。

→(学校教育部長)本市が学校全体で学級運営を行う「チーム学校」を実践していることをアピールしていくことによって、教員の採用面でもプラスに繋がっていくと考えている。

○(財政局長)加算の対象外となるのはどのような教員なのか。

→(学校教育部長)現在想定しているのは、栄養教諭、養護教諭、指導教諭、新規採用教員の指導を担う拠点校指導教員である。

→(財政局長)それらはどのくらいの人数なのか。

→(学校教育部長)約150人である。

→(財政局長)加算の対象範囲の広さから、本給を上げているのと何ら変わらないように見える。「チーム学校」という意識は学校現場全体の考えとして浸透しているのか。改めての確認となるが、実際に担任業務を担っている教員の負担が一番大きいのではないのか。

→(学校教育部長)担任業務が大変であることは間違いない。だからこそ、それを担任だけが担うのではなく、学校全体で学級運営を行う「チーム学校」という考え方のもと、担任ではない教員も担っているものである。

→(財政局長)担任は、他の教員からのサポートがあっても、実際には担任業務を負担に感じている面があるのではないのか。そういった声はないのか。

→(学校教育部長)研修の機会などを通じて、現場の担任の声を聞く機会を設けている。

→(財政局長)この手当は、どのような名称にすることを考えているのか。

→(学校教育部長)学級担任手当という名称では誤解が生じる可能性があるため、今回の趣旨にあった名称を検討していきたいと考えている。

→(市長公室長)義務教育等教員特別手当という名称ではないのか。

→(総務法制課長)条例上の名称は義務教育等教員特別手当である。

→(教育総務課長)条例上はそうだが、見せ方として、国の示している参酌基準の範囲を超える

部分について、「チーム学校」という趣旨が伝わるような名称を検討していきたい。

→(市長公室長)名称については早々に検討し、財政課に伝えること。

○(総務局長)最終的には本市の姿勢を示すということになるので、国が示している参酌基準の範囲を超えて支給することの意味合いを、教員一人一人が理解した上で学級運営を行っていくようにしていきたい。

(2)結 果

○原案のとおり承認とする。

※なお、加算の対象範囲のうちの一部について、後日、加算額の修正あり。